

平成20年第4回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成20年12月12日 午前10:00

○散 会 午前10:20

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	小林洋	総 務 部 長	伊藤賢志
会 計 管 理 者	門間鋼悦	産 業 建 設 部 長	宮田隆悦
水 道 局 長	澤井昭	教 育 次 長	山平東
市 民 生 活 部 長	鈴木鋼生	福 祉 保 健 部 長	鈴木公悦
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長・ 監 査 委 員 事 務 局 長	櫻庭新悦	総 務 課 長	児玉俊幸
市 長 公 室 長	鈴木司	財 政 課 長	幸村公明
税 務 課 長	伊藤正	産 業 課 長	根 一
建 設 課 長	山口義光	総 務 学 事 課 長	鎌田雅樹
生 活 環 境 課 長	鈴木利美	市 民 課 長	藤原貞雄
社 会 福 祉 課 長	山平重男	高 齡 福 祉 課 長	伊藤律子
健 康 推 進 課 長	小林健一	収 納 課 長	菅原龍太郎
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田仲茂隆	下 水 道 課 長	三浦永寿

都市整備課長	佐々木 博 信	スポーツ振興課長	菅 原 徳 志
幼児教育課長	伊 藤 清 孝	生涯学習課長	瀬 下 三 男
昭和総合窓口センター長	川 上 秀佐男	追分出張所長	鈴 木 久 雄

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門 間 裕 一	議会事務局次長	伊 藤 正 吉
--------	---------	---------	---------

平成20年第4回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成20年12月12日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 総括質疑

1. 議案第78号 潟上市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）について
2. 議案第79号 潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について
3. 議案第80号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
4. 議案第81号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
5. 議案第82号 潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について
6. 議案第83号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
7. 議案第84号 潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について
8. 議案第85号 潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について
9. 議案第86号 潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について
10. 議案第87号 潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について
11. 議案第88号 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について

- 1 2 . 議案第 8 9 号 平成 2 0 年度潟上市一般会計補正予算（第 5 号）  
（案）について
- 1 3 . 議案第 9 0 号 平成 2 0 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 1 4 . 議案第 9 1 号 平成 2 0 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 1 5 . 議案第 9 2 号 平成 2 0 年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 1 6 . 議案第 9 3 号 平成 2 0 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 1 7 . 議案第 9 4 号 平成 2 0 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 1 8 . 議案第 9 5 号 平成 2 0 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）  
（案）について

日程第 3 陳情第 2 3 号 飯田川公園と三吉神社相撲場の環境整備に関する陳情書

日程第 4 提出議案委員会付託（付託表のとおり）

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第4回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、諸般の報告】**

○議長（藤原幸作） 日程第1、議会運営委員長より報告を行います。15番。

**【議会運営委員長の報告】**

○議会運営委員長（伊藤栄悦） おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、12月10日に委員、正副議長の出席のもとに、本日12日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長出席のもとに開催しております。

総括質疑について申し上げます。

通告者は7番佐藤恵佐雄議員の1名となりましたので、宜しくお願い致します。

追加議案について申し上げます。

当局から、潟上市水道事業特別会計の消費税について平成21年1月5日までに納付の必要が生じたことから、議案第96号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）として18日の最終日に追加提案したいとの説明がありました。最終日に議案が配付され審議する予定としておりますので、宜しくお願い致します。

次に、陳情について申し上げます。

皆様のお手元にお配りしておりますが、12月8日付で飯田川公園と三吉神社相撲場の環境整備に関する陳情書が提出されております。陳情第23号として受付し、総務委員会の付託とすることと致します。

なお、ただいま説明致しました陳情を加えて皆様に新たに委員会付託表としてお配りしております。初日に配付したものと差し替えの上、ご確認をお願い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

**【日程第2、総括質疑】**

○議長（藤原幸作） 日程第2、これより提出議案に対する総括質疑を行います。

議案第78号から議案第95号まで、以上18件を一括して議題とします。

通告者は1名であります。

なお、総括質疑の時間は答弁を含めて15分とし、発言は自分の席にてお願い致します。

7番佐藤恵佐雄議員の質疑を許します。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 皆さんおはようございます。それでは、私から総括質疑を行います。

議案第81号、出産育児一時金について質問したいと思います。

内容につきましては、改正案第3条の中で「市長が必要があると認めるときは規則で定めるところにより、これに3万円を上限とし加算するものとする」とあるが、市長が必要でないと認める場合はどのようなことをさすのか。

また、あたかも出産する本人、また世帯主に一時金35万円プラス3万円を受け取ることができるやに思われがちであり、産科医療補償制度の創設について広報等で詳しく説明する必要があるのではないかと。

それから議案第92号、有線放送施設の落雷被害についてであります。

内容につきましては、毎年、放送施設に落雷被害の報告があるやに感じておりますけれども、今後落雷した場合、人的被害の恐れや一般家屋などの被害の恐れはないのかどうか。

また、市長の行政報告にもありますが、それぞれの放送架に大きな被害があったのは高速避雷器設置以前からの機器ということでもありますけれども、落雷対策としてすべて高速避雷器の設置に切りかえる必要があるのではないかとということの質問でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） おはようございます。7番議員さんにお答え致します。

1つめの出産育児一時金についてでございますけれども、今回の条例改正は、提案理由にあるとおり産科医療補償制度が創設され、各医療機関において民間の損害保険に加入し、その保険料が分娩費へ上乗せが生じることから改正するものであります。

出産育児一時金の現行は35万円に3万円を上限にして加算することとしておりますが、市長が認める場合とは、同保険に加入している医療機関における分娩を指し、同保険に未加入の医療機関における分娩については現行のままの35万円支給となるものです。

また、広報等での周知につきましては、議決いただいた後に早急を実施してまいります。

2つめの有線放送施設の落雷被害についてお答え致します。

最近、全国的に落雷被害が多くなっていると報道されておりますが、その要因として、携帯電話のアンテナおよび高圧線の新設や増設などにより雷自体の電流が大きくなっているとのことで、潟上市内も例外ではないと思われま。

建物に対する直接の落雷については、有線放送施設については敷地内の他の建物より低い平屋建てであり、開設以来、落雷は受けておりませんし、今後も予想致しておりません。

これまでの落雷被害は高圧な電流が器具に流れて被害を受けたものであります。また、一般家庭の被害としては、電話修理の損傷などで比較的小さな被害でありました。これは有線放送との因果関係はありません。

有線放送施設の大きな落雷被害は平成17年にあり、そのときは放送架に被害はなく、交換機、整流器、バッテリーの取り替えと高速避雷器を設置しており、放送架の被害は今回が初めてであります。また、それぞれの放送架とは本局と飯塚分局の2施設ということであります。

今後の落雷対策としては、17年に交換した機械に被害がなかった状況からして現在の高速避雷器で十分対応できるものと思われま。

以上です。

○議長（藤原幸作） 7番、再質疑ありますか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 出産育児一時金についてのちょっと素朴な疑問でございますけれども、分娩費に係る、生ずるために3万円を加算されるというようなニュアンスでございますが、私たちがまずこの保険に加入するといいますか、例えば自動車運転の場合は私たちが自分で保険に入って、それで過失あるいは事故を起こした場合には被害者に対してまず賠償するという形でありますよね。そうすると、この場合は医者が自分でまず手術をして、そして事故が起きたというのであれば、当然、医療機関あるいは医者がその保険を掛けるのが普通ではないかなと。それを3万円というのは国民健康保険、あるいは本人というか保険から出しているというか、保険をまず受け取る、医療機関には何にも負担がないような感じなんだけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。これ、私の考えがちょっとおかしいか。まず私は素朴な疑問としてそう思っているんです

よ。今までであれば30万円、あるいは35万円、そして出産までかかる費用というのは大方50万円ぐらいかかると言われているんです。そうすると、その35万円のものが3万円プラスされて38万円は確かに受け取ることはできるんだけど、実際のところその3万円というのは医療機関というか、その保険会社に行くという感じですから、本人負担というか、受け取る額というのは分娩した本人は35万円ではないのかなということです。

それから、さっき言った何か事故を起こした場合は医者の方で行うべきものを自治体、あるいは保険の方からもらうということ。それから医療機関で未加入、保険に入っていないということであれば現行の35万円だと。これはまずわかるわけなんだけど、何か自分の方、それを折半して出しているのかどうかわかりませんが、その辺の考えというのはちょっとわからない点がありますので、もう少し詳しく説明できたらひとつ宜しくお願いします。

それから有線放送の落雷、人的被害とか家屋にはあまり被害はないということ、これは結構なことですが、一般の考え方によりますと、例えば身近な建物の近くの電柱、あるいはトランス等に落雷があった場合は、当然その家屋の家電製品はほとんどだめになります。そういう意味で私は質問していることなんだけど、そういう点では高速避雷器なるもので対応できるということだけども、今現在、高速避雷器を設置する箇所が他にないのかどうかということ。今現在設置しているものすべて補われ、足りるのかどうかということと、それから今回も市長の行政報告でありましたけれども、飯塚地区分散器、あるいは本部局に2回、それから飯塚地区の分散器に3回と、かなりの数が落ちてるわけね。ですから、そういう意味で何かこの地域、地域柄とかわかりませんが、今までどのくらいの有線放送、設置のこういう器具、あるいはものに対して何回ぐらい、どのくらいの落雷事故があつて、被害総額はもしわかったらどのくらいなのか。

○議長（藤原幸作） 鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） 第1点の出産育児金の関係についてお答え致します。

佐藤議員さんは、お医者さんが独自に費用を負担すべきでないかというようなことですが、安心して子供を産むことができるというようなことで、今、いろいろ医師に原因がなくても裁判沙汰などあります。無過失補償ということで、無過失の中でもやっぱり父母が裁判沙汰とかそういう形で結構訴訟問題となっております。そういうことによって医師が出産を受け入れないというようなことが社会問題となっております。



ますので、それらを避けるために医療補償制度の保険金の分を出産育児金に上乗せをして一時金を38万円、保険料を3万円を限度として支払うという解釈になっております。

それから有線放送の落雷件数、それから被害総額というようなこと、大変申しわけないんですけども質問趣旨にも載っておりませんでしたので、私のわかる範囲でございますけれども、今年度に入って飯田川本局には、市長の報告にもありましたように2回、飯塚局の方にはその後1回ということで5回になっております。これは高速避雷器を設置したために落雷のカウンター、被害がなくても落雷があったというカウンターであらわされております。それから被害総額でございますけれども、細々はありますけれども17年と今の皆さんにご審議願っている関係でいきますと、約1億8,000万円。それ以前、設置が44年になりますから細々は相当あると思っておりますけれども、今ここでは答弁することができませんのでご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 7番、再々質疑ありますか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） この出産一時金のことなんですけれども、今、要するに医療補償制度の中で払うということはわかります。そうすると、今までであれば医療事故が起きてもいろいろ裁判沙汰になったとか、支払いの生ずる場合は医療機関で負担するなり大変な状況の面もあろうかと思っておりますけれども、普通の筋からいけば、当然そういう医者の権限というのは大きいから拒否すれば命にかかわるとか、そういう医者の権力といえればおかしいけれども、そういう面では医者は優遇されています。ですけれども、本来であれば医者の過失によって起きる場合もある。まず事故ですから。当然、医療機関でそういう保険を掛けるべきだと私は思います。ですから、それを国の方でというか健康保険の中から掛けていくというのは大変疑問に思うわけです。掛けることが悪いとは言っていないですよ。ですから、そういう事故のために掛けるということは当然のことながら、医療機関で全然保険に対して負担してないのかということをお聞きしたいわけです。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

.....  
午前10時18分 再開

○議長（藤原幸作） 再開致します。

鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） お答えします。

いろいろなお考えがあろうかと思いますが、今回の改正については法に基づく改正で医療補償制度、それにかかわる保険金、3万円を限度として出産育児一時金を支払うものです。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで質疑を終わります。

**【日程第3、陳情第23号 飯田川公園と三吉神社相撲場の環境整備に関する陳情書】**

○議長（藤原幸作） 日程第3、陳情第23号、飯田川公園と三吉神社相撲場の環境整備に関する陳情書を議題とします。

議案の朗読と説明を省略します。

ただいま提案された陳情第23号については、本日の議会運営委員会において総務常任委員会に付託することとしました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、陳情第23号については総務常任委員会に付託することに決定しました。

**【日程第4、提出議案委員会付託】**

○議長（藤原幸作） 日程第4、これより提出議案の常任委員会付託を行います。

議案第78号から議案第95号までの18件を、本日、再度お手元に配付致しました委員会付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託致します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月18日木曜日、午前10時より開きますのでご参集願います。

本日は、これで散会します。どうも御苦労さまでございました。

---

午前10時20分 散会